

フカキ夢・ひとづくりグローバル人財育成海外研修業務仕様書

1 業務名

フカキ夢・ひとづくりグローバル人財育成海外研修業務

2 業務目的

グローバル社会で活躍する人財の育成を目指し、語学力はもとより、国際的な視野を持ち、思考力、問題解決力、主体性、行動力、コミュニケーションなどを培う研修を実施する。その内容としては、実際に海外へ赴き滞在し、現地学生等と交流・討論を重ねることにより実践的な学びの機会を提供するものとする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年12月31日

4 研修の概要

(1) 研修地：シンガポール

(2) 研修期間：令和8年8月16日（日）～8月22日（土）予定

※国際情勢等安全かつ円滑な実施が担保できない場合、本市の判断により中止する場合がある。

(3) 人数：研修生として高校生・大学生等15名（上限）、市職員が2名随行。

※研修生は15歳～20歳程度（中学生不可）。

※研修参加者（研修生及び同行する市職員。以下同じ。）は今後市で選定する予定であるため、多少の人数変動には柔軟に対応すること。なお、研修生の決定は令和8年6月上旬を予定。

(4) 旅程：概ね以下のとおり（企画提案内容により変更の可能性あり）。

日程	内 容	宿泊先	移動
8月16日（日）	関西国際空港 集合 ※保護者が送迎しやすい時間に出発する飛行機を選定すること。	シンガポール	飛行機
17日（月） ～21日（金）	語学学習と各種体験学習をバランスよく実施すること。 ※自由時間を設けることも可能とする。	シンガポール	電車 バス
21日（金）または 22日（土）	シンガポール 発 ※研修プログラムを実施することができる飛行機を選定すること。	機内泊	バス 飛行機
22日（土）	関西国際空港 着 ※保護者が送迎しやすい時間に到着する飛行機を選定すること。	—	飛行機

- ※研修参加者の夏季休業を考慮のうえ別の日程で提案することを妨げるものではないが、異なる日程で提案する場合は、その理由を明示すること。その際は、現地での研修の期間を5日以上設定すること（現地での研修期間内に自由時間を設けることは妨げない）。
- (5) 事前研修：研修の効果を最大化できるよう、研修生が顔を合わせ、現地・日本の現状や歴史等を学習する機会を設けるとともに、渡航手続きや日程の説明を行うこと。
 - (6) 事後研修：研修生が現地での研修で学んだことを将来に活かすことができるよう、帰国後に研修の機会を設けること。

5 業務内容

研修の実施にあたっては、受託者の責任で、研修生が安心して学びに注力できる環境を構築することを前提に、以下の業務を行うこと。

(1) 海外研修の企画・運営・実施

海外研修の全てのプログラム内容を企画し、運営すること。なお、研修内容としては、語学学習、現地住民との交流、現地住民とともに国際社会の課題を自ら考えるプログラム、異文化理解に繋がる現地の文化・歴史体験等とする。

① 交通手段の手配

出国から帰国までの交通手段に関して、研修参加者の座席を同一行程で確保すること。なお、ホームステイを企画する場合はその期間中この限りでない。

手配にあたっては、最も経済的で合理的な経路で、参加者にとって安全で快適な移動手段を講ずること。また、航空会社は原則としてLCC以外の航空会社（FSC）とする。

市職員の座席についても研修生と同様に確保すること。市職員の航空券代は委託料に含まず、別途請求すること。（市職員の現地での移動に係る費用は委託料に含む。）

② 宿泊施設・食事の手配

全行程の宿泊施設（ホテル・学生寮・ホームステイ等）に関して、安全で清潔、経済的であり、合理的な立地条件にある宿泊地を手配すること。海外研修の始めから終わりまで、必要となる食事、全ての予定を定めること。なお、プログラム内容に応じて研修生自身が現地で直接調達することを妨げるものではない。また、宿泊する部屋については、ホームステイの場合を除き男女別とし、本研修参加者以外の者が立ち入れない部屋とする。なお、市職員は原則1名1室とする。

市職員の宿泊施設・食事についても研修生と同様に確保すること。市職員の宿泊費・食事代は委託料に含まず、別途請求すること。

③ 現地との調整

あらかじめ受入先（ホームステイを含む。）とその内容について協議・調整を行い、当日安全かつ円滑に研修が実施できるようアポイントメント・打ち合わせ等を確実・綿密に行うこと。

④ 必要書類の作成・案内

実施にあたって研修参加者があらかじめ行っておくべき手続きや旅程、注意事項等研修の参加にあたって必要な情報についてまとめた資料（海外研修のしおり）等を作成し、事前研修で配付・説明すること。

⑤ 研修参加者からの参加費徴収

本研修に参加する研修生から直接、市が定める参加費を徴収すること。なお、参加費の積算に関する詳細は別紙「フカキ夢・ひとづくりグローバル人財育成海外研修業務委託公募型プロポーザル実施要領」を参照すること。

⑥ 研修参加者またはその保護者等からの問合せ対応

研修に関する問合せは、受託者が直接受けることとし、受けた問合せには真摯に対応すること。また、問合せに対応するための連絡先（電話・メール等）を整備し、研修参加者及びその保護者に案内すること。

⑦ 研修中の日本人スタッフ派遣

出国から帰国まで（移動・宿泊施設を含む。）、英語が堪能な日本人スタッフを1名以上同行させ、研修先・宿泊先との調整等、安全でスムーズな研修となるようアテンドすること。これは、プログラム内容に応じて研修生や現地住民等のみで行動することを妨げるものではないが、研修生からの連絡があった場合に研修生の元へ急行できる体制を構築すること。

なお、このスタッフは必ずしも受託者である必要はないが、派遣に係る費用は委託料を含むほか、本業務を理解して説明・対応することが可能であることを原則とする。

⑧ 研修の記録と随時共有

研修中に適宜、動画及び静止面の双方で記録すること。あらかじめ現地関係者や研修参加者（未成年者の場合は保護者を含む。）に対し、今後本事業の広報等に使用する旨の確認を行うこと。また、確認の中で取扱いについて申し出があった場合は、厳重に取り扱うこと。

また、研修中にその様子を保護者や市担当者が確認できる体制を構築するとともに、適宜写真や動画等を用いて報告すること。

⑨ 安全管理対策

不測の事態（天候不良・研修参加者の体調不良やケガ等）に備え、海外旅行傷害保険等は研修参加者全員分加入すること。研修中は受託者の休業日であるか否かを問わず、日本においても連絡対応できる人員体制を構築し、その連絡体制や対応方針について、事前に本市及び研修参加者（保護者を含む。）に通知すること。その他、研修参加者の安全管理対策において講ずる手段がある場合は最大限手配し、研修参加者に案内すること。

⑩ 参加者向け説明会の実施

研修参加者及び保護者を対象に、渡航手続きや研修内容の説明会を実施すること。

説明会に参加できない者には、個別に対応すること。

⑪ 業務行程の作成

本委託業務の全体行程を作成すること。

(2) 事前研修

海外研修をよりスムーズに行うため、研修生が顔を合わせる事前研修を泉大津市内で開催すること。研修地の歴史や現状、日本との違い等を学習しながら、研修生同士のコミュニケーションが図れるプログラムとすること。

(3) 事後研修・事後アンケート

研修生が本研修内容をより効果的に将来へ活かすことや次年度以降の本事業に対する期待を高めることを目的に事後研修を実施すること。あわせて、研修参加者に対しアンケートを实

施すること。

6 成果品

- (1) 以下に示す①から④は電子データで提出すること。加えて、④に関しては印刷・製本したものを一部提出すること。なお、データは全てUSBメモリ等の電子記録媒体に保存し、提供すること。
 - ① 海外研修のしおり（研修参加者向けの注意事項等についてまとめた資料）等
 - ② 事前研修・事後研修に関する資料
 - ③ 研修中の写真や動画
 - ④ 実施報告書（参加者数、アンケート結果、プログラム内容とその様子、実績や効果等）

7 その他

- (1) 成果品の著作権および肖像権は本市に帰属するものとする。
- (2) 総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断など、当該事業の主たる部分については、再委託することはできない。なお、第三者に請け負わせることが合理的であると認められる業務については再委託することができるが、事前に本市に通知し、承認を得なければならない。

ただし、コピーや資料整理などの簡易な業務、旅行業法に基づく宿泊施設等の手配については、本市の承認を必要としない。また、再委託の相手方は、泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止等の処分を受けている者であってはならない。
- (3) 受託者やその再委託を受けた者が、研修生等に不快な心情を与える言動のないよう特段の注意を払い、またその指導を行うこと。
- (4) 受託者やその再委託を受けた者は、業務に係る問合せ・苦情に対し、誠意をもって対応し解決し、またその指導を行うこと。
- (5) 業務中に事故が発生した場合は、受託者は直ちに事故調査を行い、本市へ事故の詳細を報告するとともに、速やかに事故処理を行うこと。
- (6) 天災その他やむを得ない事由により、業務の変更又は中止をする場合は、速やかに本市に報告し、対応すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項について、本市からの指示があれば、協議のうえ、柔軟に対応すること。また、本業務履行上、疑義が生じた場合や基本事項に変更の必要が認められた場合は、本市と受託者の間で協議のうえ定めるものとする。なお、海外研修中、研修参加者の生命および財産への急迫した危険を避けるために止むを得ない場合はこの限りでないが、その変更内容は、速やかに本市に報告すること。